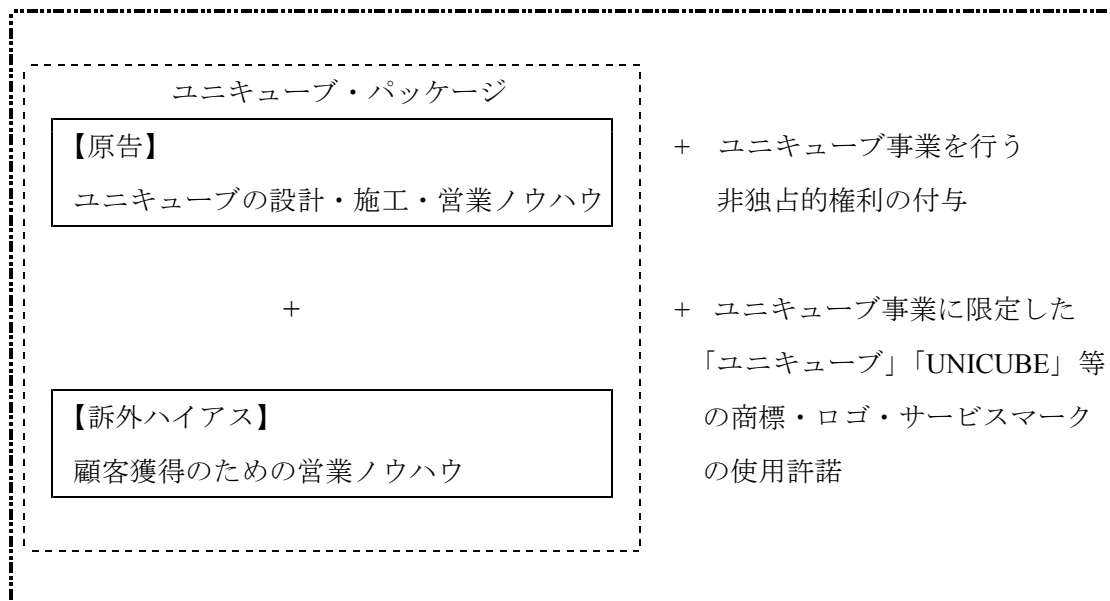
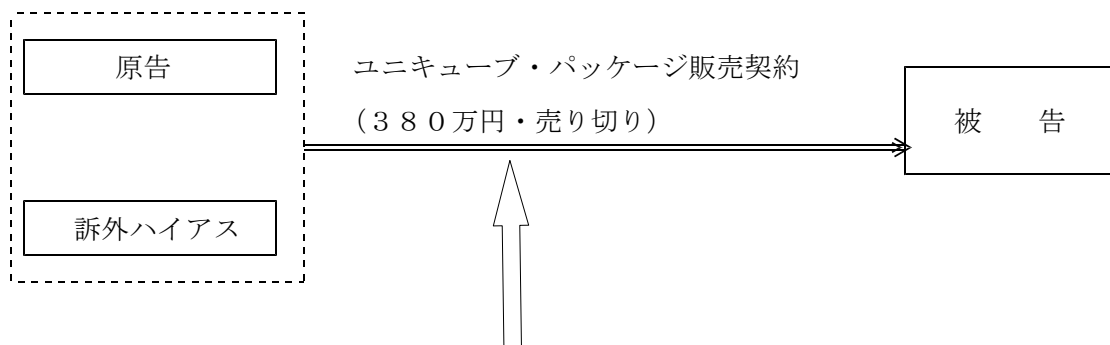


役務の類否、商標権の使用許諾の範囲、損害論についての
判断ユニキューブ事業事件判決について

知的財産事例研究会 弁護士 西 信子

(大阪地方裁判所平成21年(ワ)13559号、同24年12月13日判決 判例時報2208号 116p)



【ユニキューブ・パッケージ販売契約のイメージ】¹

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、後記本件商標権の商標権者であり、デザイナーズ戸建賃貸住宅のブランド「ユニキューブ」の設計・施工事業（以下、「ユニキューブ事業」という。）に必要な設計・施工・営業のマニュアル等を提供している原告が、ユニキューブ事業を営む被告に対し、①デコスドライ工法を採用しない建物の工事請負契約に後記本件商標を使用したことは、本件販売契約に基づく商標使用許諾の範囲外であると主張して、商標権侵害又は債務不履行に基づく損害賠償請求をすると共に、②デコスドライ工法を採用しない建物に原告が提供した後記本件情報を使用したことは、本件販売契約に基づくノウハウ使用許諾の範囲外であると主張して、債務不履行又は不正競争防止法（営業秘密の不正使用）に基づく損害賠償請求をする事案である。

2 判断の基礎となる事実

(1) 当事者

原告及び被告は、いずれも土木、建築の設計、施工、管理等を営業の目的とする株式会社である。

(2) 原告の商標権

- ① 登録番号 第4912272号
- ② 出願日 平成17年4月28日
- ③ 登録日 平成17年12月2日
- ④ 商品及び役務の区分 第36類
- ⑤ 登録商標 別紙商標目録のとおり

(3) デコスドライ工法

デコスドライ工法は、建物の断熱・防音工法の一つであり、天然の木質繊維であるセルロースファイバーを用いる点に特徴がある。同工法については、特許権設定登録がされており、原告の子会社である株式会社デコス（以下「デコス社」という。）がその特許権者である。

(4) 本件販売契約の締結

ア ユニキューブ事業

原告は、訴外ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下「訴外ハイアス」という。）と共同して、平成17年から、工務店等と「ユニキューブ・パッケージ販売契約」を締結して（以下、契約の相手方である工務店等を「加盟店」ともいう。）、原告安成が開発したデザイナーズ戸建賃貸住宅のブランド「ユニキューブ」の設計・施工事業（「ユニキューブ事業」）に必要な設計・施工・営業のマニュアル等を提供する事業を行っている。

イ 本件販売契約

(ア) 原告及び訴外ハイアスは、平成17年9月7日、被告との間で、ユニキューブ・パッケージ販売契約を締結した（以下、「本件販売契約」という。）。

(イ) 同契約において、「ユニキューブ」、「ユニキューブ・パッケージ」、「ユニキューブ事業」

1 販売代金380万円は、判決文ではなく、訴外ハイアスのプレスリリースより引用した。

について、以下のとおり定義されている（本件販売契約1条）。

a 「ユニキューブ」

原告が開発した設計・施工ノウハウにより建築される建築物で、キューブ型の外観デザインを持ち、かつ、デコストライ工法によるセルロースファイバー断熱を標準採用した建物（同契約1条1項）。

b 「ユニキューブ・パッケージ」

原告らが自ら開発したユニキューブの設計・施工・営業ノウハウと、訴外ハイアスから提供を受けた顧客獲得のための営業ノウハウとを、訴外ハイアスの支援のもと有機的に組み合わせたもの（同2項）。

c 「ユニキューブ事業」

ユニキューブ・パッケージに含まれるノウハウを用いてユニキューブの設計・施工を行う事業（同3項）。

(ウ) 同契約において、原告は、被告に対し、徳島県を中心に、ユニキューブ事業を行う非独占的な権利を与え（同2条2項）、建物の外観及び間取りに関する別紙本件情報記載の情報（以下「本件情報」という。）等が記載された設計・施工マニュアル及び営業マニュアル一式（以下「原告マニュアル」という。）を引き渡した（同4項）。

また、被告は、原告が有する「ユニキューブ」、「UNICUBE」、「unicube」等のユニキューブ建物に関する商標・ロゴ・サービスマーク（登録の有無を問わない。）を、ユニキューブ事業にのみ使用することができるとされた（同4条1項）。

(5) 被告の行為

ア 被告は、ユニキューブ事業を開始した後、本件情報を使用したキューブ型外観を有し、デコストライ工法が採用された建物の建築工事請負をしたが（以下、このような建物を「ユニキューブ物件」という。）他方で、建築工事請負契約書、見積書、見積内訳書、仕様書、図面等に本件商標を使用した上で、本件情報を使用したキューブ型の外観を有するもののデコストライ工法が採用されていない建物の建築工事請負もしていた（以下このような建物を「本件対象物件」という。）。

なお、被告は、遅くとも平成19年4月以降においては、施主にデコストライ工法の説明をすることなく、本件対象物件の建築工事請負をしていた。

イ また、被告は、本件対象物件についても、自己のウェブサイト上において、ユニキューブの施工実績として紹介していた。

3 争点

(1) 本件商標の不正使用についての損害賠償請求

ア 商標権侵害に基づく請求（争点1）

(ア) 本件対象物件の工事請負は、本件商標の指定役務とは類似するか（争点1-1）

(イ) 本件対象物件に本件商標を使用することは、本件販売契約による使用許諾の範囲内か（争点1-2）

イ 債務不履行に基づく請求

被告は、本件販売契約に基づき、本件対象物件には本件商標を使用しない義務を負っていたか（争点2）

- (2) 本件情報の不正使用についての損害賠償
 - ア 債務不履行に基づく請求（争点3）
 - イ 不正競争防止法2条1項7号該当を理由とする請求（争点4）
- (3) 本件商標の使用、本件情報の使用について、原告による黙示の許諾が認められるか(争点5)
- (4) 原告の損害額（争点6）

第2 裁判所の判断（但し、争点1-1・2、争点6についてのみ研究対象）

1 商標権に基づく請求

- (1) 争点1-1（被告の行為と本件商標の指定役務とは類似するか）について

本件商標の指定役務は、「建物の管理、建物の賃貸の代理又は媒介、建物の貸与、建物の売買、建物の売買の代理又は媒介、建物又は土地の鑑定評価」等である。

被告は、本件商標を、本件対象物件の建築工事請負契約書、見積書、見積内訳書、仕様書、図面等に用いており、本件対象物件の建築工事請負について使用しているところ、建築工事請負は、建物の売買と密接な関係があり、これに本件商標が使用された場合、原告の有する本件商標権と誤認混同が生じるといえる。

したがって、被告の行為と本件商標の指定役務は類似する。

- (2) 争点1-2（被告の行為は本件販売契約による使用許諾の範囲内か）について

- ア 本件販売契約における文言について

本件販売契約では、本件商標を含む「ユニキューブ」「UNICUBE」「unicube」等のユニキューブ建物に関する商標・ロゴ・サービスマーク（登録の有無を問わない。以下、「本件商標等」という。）について、ユニキューブ事業にのみ使用できるとされ（4条1項）、「ユニキューブ」については、「原告が開発した設計・施工ノウハウにより建築される建物で、キューブ型の外観デザインを持ち、かつ、デコスドライ工法によるセルロースファイバー断熱を標準採用した建物」（同1項）と定義されている。従って、本件販売契約契約上、本件商標は、原告が開発した設計・ノウハウにより、建築される建築物で、キューブ型の外観デザインを持ち、かつ、デコスドライ工法によるセルロースファイバー断熱を標準採用した建物に付することを許諾されているといえ、「標準採用」の意義が問題となる。

- イ ユニキューブの定義として上記の通り①ユニキューブ型の外観デザイン ②デコスドライ工法を標準採用した建物であることを必要条件としており、本件商標等の使用をユニキューブ事業に限っていることからすれば、本件販売契約における本件商標の使用許諾について、デコスドライ工法の採用が全く条件とされていなかったとする被告の主張は採用できない。

- ウ・一方、原告は、本件販売契約における本件商標の使用許諾は、当該建物にデコスドライ工法を採用することを必要条件としたものであると主張するが

- ・ユニキューブ事業においても、同事業で建築する建物の標準的な仕様は定められているものの、建物の工事請負という事業の性質からすれば、具体的な施工内容は、施主との交渉によって、確定することが当然に予定されている。
- ・断熱・防音工法は、デコスドライ工法以外にも様々な工法が存在し、施主がデコスドライ工法以外の工法を希望する場合には、その後、本件商標を使用することができず、さらには、

キューブ型の外観デザインも使用できないことになるのは当事者の合理的意思とはおよそ言いがたく、原告がユニキューブ・パッケージ販売契約を締結する際に、被告やその他の加盟店に対し、そのような説明をしていたとも認められない。

- ・原告マニュアルにも、施主との交渉の結果、これを採用しない建物について工事請負してはならない旨の記載まで見当たらない。
- ・以上を踏まえ、本件販売契約におけるデコスドライ工法の「標準採用」とは、当該建物にデコスドライ工法を採用することを条件とするものであるが、例外を許さない趣旨ではなく、施主に対し、デコスドライ工法を標準仕様として提示しつつ、施主との交渉の結果、デコスドライ工法を採用しないこととなった場合を含むと解するのが相当である。

エ 平成19年4月頃、原告に被告がユニキューブ事業にデコスドライ工法を採用していないとの疑惑が報告されたが、原告は、この時点で、デコスドライ工法の採否について、被告に確認するなどの特段の対応を取っておらず、そのことについて、合理的理由も見当たらない。従って、原告としても、デコスドライ工法の採否について、例外を許さない姿勢ではなかったと認められる。

- (3) 原告は、ユニキューブ事業の加盟店に対し、本件商標の使用を認めているが、無限定にこれを認めるものではなく、原告が開発したキューブ型の外観デザインを持ち、かつデコスドライ工法を標準採用した建物に関するユニキューブ事業に使用する場合に限り、これを認めるものである。上記認定したところによれば、被告が、施主に対し、本件商標を示して、原告が開発した建物を提示し、同時にデコスドライ工法についても提示したところ、施主の希望により他の施工方法が採用されたような場合、本件商標の出所表示機能、品質保証機能はいずれも害されないということができ、商標権侵害は成立しないと認められる（なお、この場合、被告の債務不履行責任も成立しない）。これに対し、被告が、施主に対し、本件商標を示して、原告が開発した建物のみを提示し、断熱工法としてデコスドライ工法以外のものを提示した場合、少なくとも本件商標の品質保証機能は害されるというべきであるから、原告のした許諾の範囲外であるとして、商標権侵害を構成するというべきである。

2 争点6（原告の損害額）

(1) 商標法38条に基づく損害

ア 被告による商標権侵害について

- ・被告は、本件販売契約の締結後、当初はデコスドライ工法を採用した建物を施工していたが、施主の希望等により、他の断熱工法による建物も施工するようになったこと、平成18年6月には、デコスドライ工法を外したい旨を原告に打診するなどしたこと、平成19年4月以降は、ユニキューブの施主に対し、デコスドライ工法が標準仕様である旨の説明をしなくなった。
- ・本件商標を使用しながら、ユニキューブの施主に対し、デコスドライ工法が標準仕様である旨の説明をしなかった場合は、本件商標権の侵害が成立する。
- ・平成19年4月以降に着工された本件対象物件 24件78棟につき、商標権侵害が認められる。（但し、内2棟については、屋根部分にデコスドライ工法を採用していると想定される。）

イ 商標法38条2項に基づく損害

- (ア)・同項は、侵害者が侵害行為により受けた利益の額を、商標権者の受けた損害の額と推定。
- ・商標権は、商標それ自体に当然に商品価値が存在するものではなく、商品の出所たる企業

等の営業上の信用等と結び付くことによってはじめて一定の価値が生ずる性質を有する点で、特許権、実用新案権及び意匠権などの他の工業所有権とは異なる。商標権侵害があった場合、侵害品と商標権者の商品との間には、必ずしも性能や効用において同一性が存在するとは限らないから、侵害品と商標権者の商品の間には、市場において、当然には相互補完関係（需要者が侵害品を購入しなかった場合に商標権者の商品を購入するであろうという関係）が存在するということとはできない。したがって、上記相互補完関係を認めるのが困難な事情がある場合には、商標法38条2項によって損害額を推定するのは相当ではないというべきであって、このような事情の有無については、商標権者が侵害品と同一の商品を販売（第三者に実施させる場合も含む。）をしているか否か、販売している場合、その販売の態様はどのようなものであったか、当該商標と商品の出所たる企業の営業上の信用等とどの程度結びついてきたか等を総合的に勘案して判断すべきである。

- ・被告は、徳島県内でユニキューブ事業を行っており、上記商標権侵害に係る本件対象物件の請負契約もいずれも徳島県で締結されている。
- ・原告がユニキューブ事業を行っているのは福岡県及び山口県が中心であって、商圏が競合しているとはいえない。
- ・原告は、全国規模でユニキューブ・パッケージの販売事業を行っており、平成19年7月当時、徳島県内にも2社が確認できるも、これら2社は、被告とは商圏を異にしており、被告に代わってこれらの2社が受注したということもできない。
- ・被告がユニキューブ物件ではなく、デコスドライ工法を採用しない本件対象物件の工事請負を行うようになった当初、施主から、デコスドライ工法を希望する度合いは強くなく、一方で、他の設備を付けて欲しいとの要望があったことも踏まえると、施主が、被告による本件対象物件の工事請負がなければ、被告以外にユニキューブ物件を発注したであろうという関係も、直ちには認められない。

(ウ) 以上によれば、商標法38条2項により、被告の利益を原告の損害と推定することは困難とする事情がある。

ウ 商標法38条3項に基づく損害

(ア) ユニキューブ事業についてのこれまでの実績を踏まえると、本件商標に顧客吸引力が全くなく、本件対象物件の売り上げに全く寄与していないとまでいうことはできず、また、上記のとおり、原告は、本件販売契約において、キューブ型の外観デザインに加え、デコスドライ工法の採用も含めた商品の価値を、本件商標を含む「ユニキューブ」、「UNICUBE」、「unicube」等のユニキューブ建物に関する商標・ロゴ・サービスマーク（登録の有無を問わない）化体させようとしたものといえるところ、被告の行為は、原告が確立しようとしたこのような商標の価値を損なうものといえることができる。したがって、原告に損害が発生していないということとはできない。

(イ) その使用料相当額を検討するに、土地を提供し、多額の建築資金を投入して行う戸建賃貸事業において、施主が被告と契約を締結するに至るか否かは、被告が提示する事業計画の内容が施主側の希望や経済的条件に合致するか否かによるというべきであり、本件商標が有する顧客吸引力のみで契約締結に至るものではないと解される。

また、被告は、本件販売契約により、個別の対価を支払わずに本件商標をユニキューブ事業に使うことの許諾は得ているのであり、デコスドライ工法が標準であることの説明をせず、本件対象物件の建築をすることが、許諾の範囲外となるにすぎないのであるから、第三者が全く無許諾で、本件商標を使用する場合と同視することはできない。

以上の点に加え、ユニキューブ物件の一棟当たりの標準価格が700万円又は740万円とされていたことを考慮すれば、本件事案において、デコスドライ工法が標準であることの説明をせず、本件商標を本件対象物件に使用する際の使用料相当額は、一棟あたり10万円が相当と認められる。

第3 研究

1 争点1-1

- (1) 本件商標の指定役務である「建物の売買等」は、第36類、被告の行為「建築物の建設」は、第37類で、特許庁の審査基準上、非類似の役務として扱われているため、被告の行為が本件商標の指定役務と類似するが問題となる。
- (2) 「類似商品・役務審査基準」(特許庁商標課編・発明協会発行)によれば、審査基準は、全審査官の統一的基準であるも、具体的、個別的に類否を審査する際、絶対的基準ではなく、異なる判断があり得るとされており、実際、事実認定の究極的決定権者である裁判所も、最判昭和36年6月27日「商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、・・・それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞がある」か、最判昭和39年6月16日「商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけでなく、さらに、その用途において密接な関連を有するかどうかとか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかというような取引の実情をも考慮すべき」という具体的出所混同説で運用されている。判例、多数説ともに、商品の製造販売主体ないし役務の提供主体の同一性・混同を判断基準としている^{2、3、4}。
- (3) 「商標審査基準」(改訂第9版)第3の九の11によれば、役務間の類否の判断には(イ)提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか (ロ)提供に関連する物品が一致するかどうか (ハ)需要者の範囲が一致するかどうか (ニ)業種が同じかどうか (ホ)当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか (ヘ)同一の事業者が提供するものであるかどうかを総合的に考慮するとされている。総合的に判断するのであるから、すべての基準に該当する必要はない。
本件につき、あてはめれば、(ロ)提供に関連する物品が一致するかどうかにつき、「建物」が一致 (ハ)需要者の範囲が一致するかどうかにつき、建物を取得したいという人という意味で一致 (ヘ)同一の事業者が提供するものであるかどうかにつき、建築工事請負を行う工務店も建て売りも行う
となり、「建物の売買」と「建築物の建設」の両役務は、類似する。
- (4) 本判決は、「建築工事請負は、建物の売買と密接な関係」との理由で、類似と判断したが、「建物の売買の前提には、建物の建築請負が必要」という意味であろうか。

2 争点1-2

2 小野昌延・三山峻司『新・商標法概説(第2版)』p212

3 田村善之『知的財産法』p118

4 朝日奈宗太「Q37役務の類似性」(商標の法律相談 小野昌延 小松陽一郎編) p314

- (1) 被告の行為が本件販売契約による使用許諾の範囲外として、商標権侵害となるのか。
- (2) 判決も、認定するように、本件商標の使用許諾の範囲は、ユニキューブ型の外観デザインとデコスドライ工法を標準採用した建物に関するユニキューブ事業に使用する場合に限られており、被告の行為のように、最初から、施主に対し、本件商標を示して、原告が開発した建物のみを提示し、断熱工法としてのデコスドライ工法以外のものを提示した場合は、許諾の範囲外の使用である。
- (3) 被告の本件商標使用が、許諾の範囲外である以上、無権限で、商標を使用したのであるから、商標法37条1項により商標権侵害行為である。
- (4) 商標の機能論から言っても、本件商標が、上記(2)の通り、キューブ型外観デザイン及び子会社が特許権を有しているデコスドライ工法を標準採用している建物に関するキューブ事業に使用されてきたのであるから、被告が、本件商標を示しながら、デコスドライ工法の説明もせず、デコスドライ工法も採用されていない建物を建設する行為は、本件商標が化体する質保証機能を害するものである。この点、原告役務は、「建物の売買」であるが、被告役務は、「建築物の建設」であり、商標法25条の専用権範囲を外れた同37条1号の禁止権範囲の役務であるから、被告の行為によって具体的にどの役務の質保証機能が害されたか判決は不明瞭との指摘もあるが（判例時報2208号117p 評釈）、「建築工事請負は、建物の売買と密接な関係があり、・・・本件商標権と誤認混同が生じる」即ち「提供主体の誤認混同の虞」があるとして、原告被告両役務は類似すると判断したのであるから、原告役務の質保証機能が害されたと認定しているのではないか。

3 争点6

- (1) 原告の損害額につき、判決は、商標法38条2項について、相互補完関係を認めるのが困難な事情があるとして推定の全部覆滅を認め、3項による使用料相当額を認めた。
- (2) 商標法38条2項は、特許法102条2項と同様、権利者の立証責任の軽減規定であり、侵害者の利益を権利者の受けた損害の額と推定した法律上の事実推定規定である。ところで、商標権は、商標それ自体に当然に商品価値が存在するものではなく、商品の出所たる企業等の営業上の信用等と結び付くことによってはじめて一定の価値が生ずる性質を有する。又、侵害行為との関係で侵害者の得た利益は、登録商標の持つ顧客吸引力のみによって得られたと判断できる場合は限定的であり、侵害者の商品又は役務の質、営業努力等さまざまな要因によって得られることが多い。従って、侵害者の利益が登録商標の顧客吸引力に乗じたものではないと判断される場合は、侵害者の利益が侵害行為に起因する利益であるとは言いがたく、又、かかる侵害行為がなければ商標権者が自ら登録商標を使用して利益を上げられたともいいがたいから、推定が覆滅される⁵。特許権の場合であるが、推定覆滅事由として、a特許権者と侵害者の営業力やブランド力

5 君嶋祐子「IV 商標 損害」(新・裁判実務体系4 知的財産関係訴訟法 牧野利秋・飯村敏明編) p411

6 高松宏之「損害(2) 特許法102条2項・3項」(新・裁判実務体系4 知的財産関係訴訟法 牧野利秋・飯村敏明編) p318

の相違、b 他の競合品の存在、c 通常実施権者の存在、d 他の侵害品の存在、e 営業活動地域の相違が挙げられている⁶。

- (3) 本判決では、①商圏が競合していない、②施主においてデコスドライ工法を希望する度合いは強くないので、侵害行為がなければ原告役務に向かうという関係も直ちに認められないとして、推定の一部覆滅ではなく全部覆滅を認めた。
- (4) 商標法38条3項は、特許法102条3項と同様、商標権侵害の際に商標権者が請求し得る最低限度の損害額を法定、即ち、商標権者が受けるべき使用料相当の逸失利益を損害額と擬制するものである。平成10年法改正時に、侵害を助長しかねないと批判の強かった通常の使用料相場にとらわれることなく、個別事情を考慮した使用料相当額の算定がされることを期待して、「通常」という文言が削除された。使用料相当額の算定のための具体的事情として、a 被侵害登録商標の価値（当該登録商標の自他識別力の強弱、顧客吸引力の強弱）、b 当事者間の業務上の関係、c 侵害者の得た利益等の訴訟当事者間において生じている諸事情が挙げられている⁷。
- (5) 本判決は、①被侵害登録商標の価値として、ユニキューブ事業のこれまでの実績、②被告役務の質、及び営業努力として、資金が必要な戸建賃貸事業は、本件商標の有する顧客吸引力のみで契約締結に至るのではなく、被告が提示する事業計画の内容が施主側の希望や経済的条件に合致するか否かによって決定するというべき、③当事者間の業務上の関係として、被告は、個別の対価を支払わずに本件商標をユニキューブ事業に使うことの許諾は得ているのであり、本件対象物件の建築をすることが、許諾の範囲外となるにすぎないのであるから、第三者が全く無許諾で、本件商標を使用する場合と同視することはできない、④侵害者の得た利益等の訴訟当事者間において生じている諸事情として、ユニキューブ物件の一棟当たりの標準価格が700万円又は740万円を考慮して、デコスドライ工法が標準であることの説明をせず、本件商標を本件対象物件に使用する際の使用料相当額は、一棟あたり10万円が相当とした。そして、結論として、被告による商標権侵害による原告の損害は760万円としたが、これは、商標権侵害となる本件対象物件は、24件78棟であるが、内2棟については、屋根部分にデコスドライ工法を採用していると想定されるので、質保証機能は害されていないとして、76棟分を認めたのであろう。尚、原告は、個別事情として、形態模倣の別事案において一棟あたり140万8,000円の使用料相当額で和解したと主張したが、上記③の通り判示して、原告の主張を採用しなかった。

7 松村信夫「38条（損害の額の推定等）」（注解商標法新版下巻 小野昌延編）p 954

(別 紙)

商 標 目 録

登録番号 第 4912272 号
出願年月日 平成 17 年 4 月 28 日
登録年月日 平成 17 年 12 月 2 日
登録商標 ユ ニ キ ュ ー プ
u n i c u b e
商品の区分 第 36 類
指定商品 建物の管理, 建物の貸借の代理又は媒介, 建物の貸与, 建物の売買,
建物の売買の代理又は媒介, 建物又は土地の鑑定評価, 土地の管理,
土地の貸借の代理又は媒介, 土地の貸与, 土地の売買, 土地の売買の
代理又は媒介, 建物又は土地の情報の提供, 生命保険契約の締結の媒
介, 生命保険の引受け, 損害保険契約の締結の代理, 損害保険に係る
損害の査定, 損害保険の引受け, 保険料率の算出, 骨董品の評価, 美
術品の評価, 宝玉の評価, 中古自動車の評価, 企業の信用に関する調
査, 慈善のための募金, クレジットカード・デビットカード又は電子
マネー利用者に代わってする支払い代金の清算又は決済, クレジット
カード・デビットカードの会員の募集及び会員管理, クレジットカー
ド・デビットカード・ICカード方式による電子マネーの発行の取り
次ぎ又は斡旋, クレジットカード・デビットカード・ICカード方式に
よる電子マネーの発行に関する情報の提供, 資金の貸付け及び手形の
割引, 金銭債権の取得及び譲渡, 有価証券・貴金属その他の物品の保
護預かり, 金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定著
物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け, 株式市況に関す
る情報の提供, 商品市場における先物取引の受託

以 上

別紙 本件情報「略」

参考文献

- ・最高裁判所判例解説民事編平成15年度（上）（フレッド・ペリイ事件） p 75 高部真規子
- ・古城晴実「37条（侵害とみなす行為）」（注解商標法新版下巻 小野昌延編） p 896
- ・三村量一「損害（1）特許法102条1項」（新・裁判実務体系4 知的財産関係訴訟法 牧野利秋・飯村敏明編） p 288
- ・市川正巳「損害1（特許法102条1項）」（知的財産関係訴訟 飯村敏明・設楽隆一編） p 198
- ・田村善之『知的財産権と損害賠償 新版』
- ・山本雅史「損害賠償に関する平成10年特許法改正のポイントと論点」（現代裁判法大系26 知的財産権 清水利亮・設楽隆一編） p 269
- ・佐野信「損害2（特許法102条2項・3項）」（知的財産関係訴訟 飯村敏明・設楽隆一編） P 216
- ・田中成志「Q85 損害額の立証」（商標の法律相談 小野昌延 小松陽一郎編） p 622